

様式1

事 業 報 告 書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人清水会

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他

- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 愛知県名古屋市緑区藤塚三丁目2704番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和・平成・令和50年11月20日(4) 設立登記年月日 昭和・平成・令和50年11月22日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	佐藤 貴久	相生山病院管理者
常務理事	松井 樹	
理 事	村手 隆	ひかり老人保健施設管理者
同	松浦 昭	
同	岩田 博文	
同	野村 隆英	豊明老人保健施設管理者
同	鈴木 満	
同	近藤 喜博	
同	柴田 和男	まこと老人保健施設管理者
同	後藤 隆利	相生山クリニック管理者
同	堀澤 稔	豊明第二老人保健施設管理者
監 事	池口 昌宏	
同	杉浦 康晴	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

153

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	相生山病院	愛知県名古屋市緑区藤塚三丁目 2704番地	一般病床 56床 地域包括ケア病床 54床 療養病床 52床
診療所	相生山クリニック	愛知県豊明市新栄町六丁目 168番地2	無床診療所
介護老人 保健施設	豊明老人保健施設	愛知県豊明市沓掛町桟敷 30番地7	入所定員 298名 通所定員 0名
	豊明第二老人保健 施設	愛知県豊明市沓掛町城塚1番地	入所定員 150名 通所定員 10名
	ひかり老人保健 施設	愛知県名古屋市緑区藤塚三丁目 2802番地	入所定員 130名 通所定員 39名
	まこと老人保健 施設	愛知県名古屋市緑区藤塚三丁目 2604番地	入所定員 120名 通所定員 30名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設について
は、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床の
それぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
訪問看護事業所 沓掛訪問看護ステーション	愛知県豊明市沓掛町山新田 50番地1	
居宅介護支援事業所 清水会ケアプランニングセンター 一豊明	愛知県豊明市沓掛町桟敷 30番地7	
居宅介護支援事業所 清水会ケアプランニングセンター 一ひかり	愛知県名古屋市緑区藤塚三丁目 2802番地	
居宅介護支援事業所 清水会ケアプランニングセンター	愛知県豊明市前後町善江 1735番地	

一パルネス前後	パルネス 1号館 2階	
住宅型有料老人ホーム（介護付き併設） リバーサイドケア赤池	愛知県日進市赤池町屋下 373番地	
サービス付き高齢者向け住宅・ 有料老人ホーム グリーンヒルズケア相生	愛知県豊明市沓掛町山新田 50番地1	
豊明市中部地域包括支援センター	愛知県豊明市新田町吉池 18番地8	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に
【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年 5月25日 令和3年度事業報告の承認を得る件

令和3年度決算の承認を得る件

職員寮の取得の件

令和5年 3月25日 令和5年度事業計画（案）の承認を得る件

令和5年度予算（案）の承認を得る件

令和5年度借入金最高限度額の承認を得る件

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を

継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
なし

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は
廃止等を記載する。（任意）

なし

様式3-1

法人名 医療法人清水会
 所在地 愛知県名古屋市緑区藤塚3-2704

※医療法人整理番号 153

貸 借 対 照 表
 (令和5年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	4,321,691	I 流動負債	1,574,276
現金及び預金	2,956,485	支払手形	0
事業未収金	1,132,294	買掛金	20,126
有価証券	0	短期借入金	1,160,000
たな卸資産	21,416	未払金	1,317
前渡金	0	未払費用	317,778
前払費用	22,079	未払法人税等	5,796
その他の流動資産	189,417	仮受消費税等	5,788
II 固定資産	4,387,423	繰延税金負債	0
1 有形固定資産	3,509,240	前受金	439
建物	2,508,920	預り金	63,011
構築物	127,014	前受収益	0
医療用器械備品	28,271	仮受金	21
その他の器械備品	39,867	その他の流動負債	0
車両及び船舶	349	II 固定負債	1,894,963
土地	795,280	医療機関債	0
建設仮勘定	0	長期借入金	955,898
その他の有形固定資産	9,539	繰延税金負債	0
2 無形固定資産	82,410	退職給付引当金	820,065
借地権	31,739	その他の固定負債	119,000
ソフトウェア	25,002	負債合計	3,469,239
その他の無形固定資産	25,669	純資産の部	
3 その他の資産	795,774	科目	金額
有価証券	0	I 資本剰余金	95,000
長期貸付金	0	II 利益剰余金	5,179,621
保有医療機関債	0	III 評価・換算差額等	0
その他長期貸付金	0	III 基金	0
その他の固定資産	795,774	純資産合計	5,274,621
III 繰延資産	34,746	負債・純資産合計	
医師会入会金	2,634		8,743,860
繰延消費税	32,112		
資産合計	8,743,860		

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-1

法人名 医療法人清水会
 所在地 愛知県名古屋市緑区藤塚3-2704

※医療法人整理番号 153

損 益 計 算 書
 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
I 事 業 損 益		
A 本來業務事業損益		
1 事 業 収 益		5,510,021
2 事 業 費 用		
(1)事 業 費	5,791,975	
(2)本 部 費	△ 7,169	5,784,806
本來業務事業損失		△ 274,785
B 附帶業務事業損益		
1 事 業 収 益		1,184,707
2 事 業 費 用		1,200,631
附帶業務事業損失		△ 15,924
II 事 業 外 収 益		
受 取 利 息	6,974	
その他の事業外収益	507,163	514,137
III 事 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,037	
その他の事業外費用	91,004	103,041
・ 經 常 利 益		120,387
IV 特 別 利 益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	0	0
V 特 別 損 失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		120,387
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	46,802	
法 人 税 等 調 整 額	0	46,802
当 期 純 利 益		73,585

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式2

法人名 医療法人清水会

※医療法人整理番号

所在地 愛知県名古屋市緑区藤塚3-2704

153

財産目録
(令和5年3月31日現在)

1. 資産額	8,743,860 千円
2. 負債額	3,469,239 千円
3. 純資産額	5,274,621 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	4,321,691
B 固定資産	4,387,423
C 繰延資産	34,746
D 資産合計 (A+B+C)	8,743,860
E 負債合計	3,469,239
F 純資産 (D-E)	5,274,621

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建物	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))

監事監査報告書

医療法人清水会
理事長 佐藤 貴久 殿

私たちは、医療法人清水会の令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月24日
医療法人清水会

監事 杉浦 康晴

監事 池口 昌宏